

# 予防技術検定模擬テスト

## －解説付－

NO.152

**【共通】問1** その管理について権原が分かれている防火対象物に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 高層建築物は、全て統括防火管理者を定める必要がある。
- (2) 地下街であっても消防長又は消防署長が指定しないものについては、統括防火管理者を定める必要はない。
- (3) 消防法施行令別表第1(10)項に掲げる防火対象物については、全て統括防火管理者を定める必要がある。
- (4) 消防法施行令別表第1(6)項に掲げる防火対象物のうち、収容人員が10人以上のものについては、全て統括防火管理者を定める必要がある。

**【消防用設備等】問1** 地階を除く階数が11以上の中規模特定用途複合防火対象物の部分で、10階以下の階に存する次に掲げるもののうち、消防法令上、スプリンクラー設備を設置することを要しないものを1つ選べ。

- (1) 消防法施行令別表第1(6)項イ(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分
- (2) 消防法施行令別表第1(6)項イ(3)に掲げる防火対象物の用途に供される部分
- (3) 消防法施行令別表第1(6)項ロ(3)に掲げる防火対象物の用途に供される部分
- (4) 消防法施行令別表第1(6)項ロ(4)に掲げる防火対象物の用途に供される部分であつて消防法施行規則第12条の3に規定する介助がなければ避難できない者を主として入所させるもの

**【消防用設備等】問2** 動力消防ポンプ設備に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 規格放水量が0.5m<sup>3</sup>/分以上の動力消防ポンプ設備の水源は、防火対象物の各部分から1の水源までの水平距離が100m以下となるように設けなければならない。
- (2) 規格放水量が0.5m<sup>3</sup>/分以上の動力消防ポンプ設備の消防用ホースの長さは、当該動力消防ポンプ設備の水源からの水平距離が100mの範囲内の当該防火対象物の各部分に有効に放水することができる長さとしなければならない。
- (3) 動力消防ポンプ設備の水源は、その水量が当該動力消防ポンプを使用した場合に規格放水量で20分間放水することができる量（その量が20m<sup>3</sup>以上となることとなる場合にあっては、20m<sup>3</sup>）以上の量となるように設けること。
- (4) 動力消防ポンプは、消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引されるものにあっては水源からの歩行距離が100m以内の場所に、その他のものにあっては水源の直近の場所に常置すること。

**【防火査察】問1** 消防法（以下「法」という。）に基づく違反処理に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 法第3条第1項命令の発動要件である「消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める」とは、消火、避難等消

防の活動に支障になる場合一般をいい、必ずしも公設消防の活動に支障となる場合に限られず、防火対象物の関係者の消火や避難の活動も含むものである。

- (2) 法第5条の2第1項第1号に規定する「履行されても十分でなく」とは、義務者が履行の着手はしたが措置の内容を完全には履行しない場合である。
- (3) 法第17条の3の3に基づく点検の未報告の違反処理は、告発をもって対応する必要があるが、点検未実施である場合は、防火管理者選任義務対象物に限り法第8条第4項の防火管理適正執行命令により対処することもできる。
- (4) 法第5条第1項命令違反を要件とする法第5条の2第1項第1号に基づく使用停止命令等に違反があった場合、告発は、法第5条の2第1項命令違反についてのみ行い、その原因となった法第5条第1項命令違反については行う必要はない。

**【防火査察】問2** 消防法第8条の2の3第5項違反（特例認定防火対象物における管理について権原を有する者の変更届出違反）に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 消防法第8条の2の3第5項違反については、消防法第46条の5により5万円以下の過料に処せられるが、過料は金銭罰の一種であり、刑罰である罰金及び科料と区別して科せられる。
- (2) 過料は刑罰ではないから、故意・過失の有無などの刑事総則の適用はないが、科刑手続は、告発などと同様、刑事訴訟法の適用がある。
- (3) 消防法第8条の2の3第5項に違反した者（特例認定を受けた防火対象物における変更前の管理について権原を有する者）を過料に処すためには、消防機関が違反者の住所地の地方裁判所に郵送により違反事実を通知する必要がある。
- (4) 消防機関が違反者の住所地の地方裁判所に通知する際には、特例認定防火対象物の管理について権原を有するものに変更があったことを証する資料等の違反事実を証明する資料を添付する必要がある。

**【危険物】問1** 製造所及び一般取扱所の区分に関する次の記述のうち、正しいものを選べ。

- (1) 製造所は、屋外に設置される化学プラントである。
- (2) 一般取扱所は、危険物以外のものを原料として危険物を製造する施設である。
- (3) 石油精製施設は、製造所に該当する。
- (4) 給油取扱所に併設されている灯油を容器に詰め替える施設は一般取扱所に該当する。

**【危険物】問2** 危険物の貯蔵及び取扱いの類ごとに共通する基準に関する次の記述のうち、誤っているものを選びなさい。

## 〔警防〕

## 問1 答 (5)

**解説** 火災警戒区域の設定範囲は、ガス漏洩場所から爆発による飛散物の到達距離から原則として半径150mの範囲に設定する。

## 〔救急〕

## 問1 答 (4)

**解説** 救急業務実施基準、第17条 搬送を拒んだものの取扱い、第19条 死亡者の取扱いに記載のとおり。「1 医師が搬送の必要はないと判断した場合」の記述はない。

## 問2 答 (3)と(5)

**解説** 改訂第5版救急隊員標準テキストP.148、2 寒冷損傷、1) 偶発性低体温症に記載のとおり。(3)については、鼓膜温ではなく直腸温である。(5)については、急激な加温はショックをきたすことがあるので注意する。

## 問3 答 (4)

- 解説** (1) 正しい。救急業務実施基準第3条参照。  
 (2) 正しい。救急業務実施基準第6条参照。  
 (3) 正しい。救急業務実施基準第7条参照。  
 (4) 誤り。救急業務実施基準第20条参照。  
 (5) 正しい。救急業務実施基準第29条参照。

## 予防技術検定模擬テスト

## 〔共通〕

## 問1 答 (4)

**解説** (1) 消防法8条の2第1項では、「高層建築物…その他政令で定める防火対象物で」となっているので、高層建築物であれば政令と関係なく全て統括防火管理者を定める必要がある。分譲共同住宅の場合は、各住戸の所有者、管理者は占有者としてそれぞれ防火管理義務があるとされており、高層建築物である分譲共同住宅も法8条の2の対象となるとされているので留意する必要がある（昭和45年5月14日付 消防予第96号「分譲マンションにおける防火管理者の選任について」）。

なお、蛇足であるが、この条文が「高層建築物…その他の政令で定める防火対象物で」となっていれば、「高層建築物」は例示の扱いとなるので、高層建築物であっても、政令で改めて定めない限り統括防火管理者を定める必要はないことになる。

- (2) 消防法8条の2第1項で、地下街については、消防長又は消防署長が指定したものに統括防火管理者を定めることとされていることには違和感を感じるかもしれないが、この規定が追加された時の消防庁長官通知（昭和43年6月25日付 消防総第180号第1、3、(4)）では、「地下街の延長がきわめて短く、又は地上の屋外へ避難するための施設が十分あるため、地下街特有の危険がないものについては除外」することができるよう配慮した旨が記されている。
- (3) 一方、いわゆる準地下街（消防法施行令別表

第1(脚注3)項）については、そのような配慮はなく、収容人員に関係なく全て統括防火管理者を定める必要があるとされている（消防法施行令第3条の3第4号）。

(4) 消防法施行令別表第1(6)項口については、「収容人員が10人以上のもの」と他の特定防火対象物よりも規制が強化されているが、「地階を除く階数が3以上」の要件も満たす必要があるので、この選択肢が誤りとなる（消防法施行令第3条の3第1号）。

## 〔消防用設備等〕

## 問1 答 (2)

**解説** (1) 消防法施行規則第13条第1項第2号イにより正しい。  
 (2) 消防法施行規則第13条第1項第2号イにより誤りである。  
 (3) 消防法施行規則第13条第1項第2号口により正しい。  
 (4) 消防法施行規則第13条第1項第2号ハにより正しい。近年、特定の小規模な防火対象物で多数の死者を出す火災が繰り返し発生したことを踏まえ、消防法施行令第12条第1項第1号の規定が追加されるとともに、「「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて」の一部改正について」（平成27年2月27日付 消防予第81号）により令別表第1(6)項イ、口等に掲げる防火対象物にあっては、みなし従属が適用できないこととされた。

一方、令第12条第1項第3号の規定により、地階を除く階数が11以上の令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物にあっては、総務省令で定める部分を除きスプリンクラー設備の設置義務が生ずるとされているため、一部に過剰な規制が生ずる可能性が出てきた。

そのような過剰規制を避けるため、「総務省令で定める部分」として、新たに、消防法施行規則第13条第1項第2号の規定が設けられ、これにより、小規模特定用途複合防火対象物の10階以下の階に存する部分については、令第12条第1項第1号に該当する部分を除き、スプリンクラー設備の設置は要さないよう措置されている。

## 問2 答 (4)

**解説** (1) 消防法施行令第20条第4項第1号により正しい。  
 (2) 消防法施行令第20条第4項第2号により正しい。  
 (3) 消防法施行令第20条第4項第3号により正しい。  
 (4) 消防法施行令第20条第4項第4号により、消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引されるものにあっては水源からの歩行距離が1,000m以内の場所に常置することとされているので、誤りである。

## 〔防火査察〕

## 問1 答 (4)

**解説** (1) 「消防法の一部改正に伴う立入検査及び違反処理に関する執務資料について」の送付について（平成14年10月24日付 消防安第107号消防